

組合員各位

新型コロナウイルス感染拡大防止への学習塾の対応について 第52報

全国学習塾協同組合 理事長 森 貞孝

5月31日まで1都3府県に加えて、愛知・福岡の両県に緊急事態宣言が延長拡大された。

政府は7日に現在発出している緊急事態宣言を31日まで延長するとともに、愛知、福岡の二県についても緊急事態宣言を拡大して発出すると発表した。

発表された内容は次の通り。

緊急事態宣言が延長発出されたのは、東京・京都・大阪・兵庫の1都3府県。追加発出されたのは愛知・福岡の2県

期間は5月31日まで

- ① 飲食店 酒・カラオケ設備を提供するところには休業要請
酒の持ち込みを認める店も休業要請の対象に追加
- ② 路上飲み 集団飲酒については法律に基づいて自粛要請
- ③ 商業施設 百貨店等1000㎡以上の大規模施設については8時までの時短要請
東京・大阪では百貨店に対して休業要請。京都・兵庫は土日に限り休業要請。
東京都は独自に映画館・美術館は休業要請。
- ④ イベント 大阪は無観客。その他の都府県は上限5000人かつ収容人数の半分までで、午後9時まで
- ⑤ 抗原検査の簡易キット 最大800万個分配布
- ⑥ その他 .不要不急の都道府県間の移動制限 出勤者の7割削減を企業に要請 テレワークなどの実施状況を企業に公表するよう要請

まん延防止等重点措置も1県解除3県追加して8県に拡大

千葉県

船橋市・市川市・松戸市・柏市・浦安市・千葉市・野田市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・習志野市・八千代市

埼玉県

さいたま市・川口市・川越市・所沢市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町

神奈川県

横浜市・川崎市・相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・鎌倉市

沖縄県

北谷町、西原町等5町を加え15市町

愛媛県

松山市

北海道

札幌市

岐阜県

岐阜市・大垣市など県北部の16市町

三重県

四日市市・鈴鹿市・桑名市・いなべ市・亀山市・名張市・伊賀市・木曾岬町・東員町・菰野町・朝日町
川越町

宮城県

11日をもってまん延防止等重点措置を解除

世界の情勢

世界の新型コロナウイルス感染者数は5月8日現在感染者数1億5712万人、依然として1日80万人のペースで増え続けている。死者327万人。全ての大陸でパンデミックが起こっている。11月頃に最終的に感染者1億人、死者200万人に行くのではないかと想定していたが、1月末にははるかに超えた。死者数が急激に増え始めている。特にアメリカ・インド・イラン・イラクなどの罹患率が高く、インドでは1日40万人をこえる感染者となっている。

日本の情勢

緊急事態宣言の延長を決定したにもかかわらず、8日には全国で新たに7247人が感染。北海道・福島・新潟・群馬・石川・愛知・滋賀・岡山・広島・香川・福岡・佐賀・大分・長崎・熊本の15道県で1日当たりの感染者が過去最多となった。

学習塾経営者の皆様へ

イギリス型の変異種 N501Y は感染力が強く、日本国内でも次々に従来のものに置き換わっています。若年者にも感染し重症化もしていますが、高齢者のワクチン接種がほぼ終わる7月頃までは、若い人たちに感染して、家庭内感染で高齢者に感染するクラスターが心配です。これからの2か月、学習塾としては細心の注意を払って**塾内感染を起こさないようにしてください。**

日本の感染者数

東京都の新規感染者数 (3/1~5/9)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7
121	232	316	279	301	293	237
3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14
116	290	340	335	304	330	230
3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21
175	300	409	323	303	342	256
3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28
187	337	420	394	376	430	313
3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4
234	364	414	475	440	446	355
4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11
249	399	555	545	537	570	421
4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18
306	510	591	729	667	759	543
4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25
405	711	843	861	759	876	635
4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2
425	828	925	1027	698	1050	879
5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9
708	609	621	591	907	1121	1032

大阪府の新規感染者数 (3/1~5/9)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7
56	81	98	81	74	82	76
3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14
38	103	84	88	111	120	92
3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21
67	86	147	141	158	153	100
3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28
79	183	262	266	300	386	323
3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4
213	432	599	616	612	666	593
4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11
341	719	878	905	883	918	760
4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18
603	1099	1130	1208	1209	1161	1220
4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25
719	1153	1243	1167	1162	1097	1050
4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2
924	1231	1260	1171	1043	1262	1057
5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9
847	884	668	747	1005	1021	874

全国の新規感染者数 (3/1~5/9)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7
685	887	1241	1168	1146	1048	1062
3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14
599	1126	1312	1316	1268	1316	984
3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21
688	1130	1522	1492	1453	1516	1110
3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28
812	1487	1924	1910	2013	2025	1753
3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4
1300	2077	2831	2595	2741	2753	2451
4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11
1554	2635	3456	3405	3467	3630	2758
4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18
2094	3444	4302	4570	4512	4722	4032
4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25
2893	4328	5280	5452	5094	5433	4434
4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2
3303	4958	5788	5727	4658	5813	5589
5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9
4458	4072	3884	4315	6032	7247	6493

当組合としての指針

収束するまでは気を抜かないで、従来通りの感染予防体制を続けていく。

新規感染者が出なくなるまでは、下記の方針で塾経営を進めていく。

1. 講師は、体調管理に細心の注意を払い、少しでも気になるようであれば代講を立てて休むようにする。
2. 講師にはマスクやフェイスシールド等を着用させ、生徒とある程度の間隔をあけて会話をする。
咳エチケットにも留意する。
3. 生徒の来る前に、机・椅子などの備品をアルコールで拭き、消毒する。
4. 生徒に持たせる体調管理カードは非常に高い評価を受けていますので今後も活用してください。
5. 生徒は、塾に来る前に手洗い・うがいなどを行い、マスクを必ず着用する。
6. 教室に入る前に、生徒の体温・体調(咳など)のチェックを行い、体調に問題がある生徒は、指導を受けさせないで自宅へ帰す。
7. 入室前に消毒エタノール等で、手指の殺菌を行う。
8. 教室では、感染防止の目的で、一定の間隔をあけて着席させる。
9. 定期的に換気を行う。
10. 指導中は気分が悪くなった生徒に気を配り、他の生徒と引き離して、善処する。
11. コロナウイルスによる緊急事態の期間中は、別途配布のストレスや精神的な不安定を解消する方法を参考に指導の中に取り入れる。
12. いつでもオンラインの指導に移すことができる体制を準備する。

※感染拡大地域においては、オンラインによる指導を行うことが望ましい。

新型コロナウイルス感染予防対策について 経済産業省からのお知らせ

令和3年4月23日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態が宣言され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正されたところです。

改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の取組に加え、「特定都道府県において、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により感出勤者数7割削減を目指すこと」とされたところです。

当省所管団体においても労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただいているところですが、今般改めて、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等について下記のURLで取りまとめさせていただきましたので、ご参照いただき、ご活用していただけますと幸いです。

特に、別添1の「職場における新型コロナウイルス感染症対策宣言～取組の5つのポイント～」のチェックリストや別添4-2の「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例」は、ご参考になる部分も多いと存じますので、ご活用いただき、感染拡大抑制にご協力いただけますと幸いです。

【別添資料：URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18234.html

【参考資料：URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

↑

全国学習塾協同組合事務局より

上記URLには、新型コロナウイルス対策の参考になる資料が多く掲載されております。

ぜひご覧ください。